

電子情報技術省

主題: (ITハードウェアの生産リンクインセンティブスキーム (PLI))

1. 背景

1.1 エレクトロニクスは経済の全てのセクターに浸透しており、エレクトロニクス産業は経済的および戦略的に横断的な重要性を持っている。政府は、電子機器製造に役立つ環境を作り、他の国で提供されているものと同等のインセンティブを提供して、電子機器製造部門に多額の投資を呼び込むために積極的に取り組んできた。

1.2 電子ハードウェアの国内生産は、2014-15年の1,90,366カロール（290億米ドル）から2019-20年の5,33,550カロール（757億米ドル）に大幅に増加し、年平均成長率（CAGR）は23%になった。業界の推定によると、世界の電子機器製造におけるインドのシェアは、2012年の1.3%から2019年には3.6%に増加した。電子機器ハードウェアの国内需要は2025年までに約26,00,000カロール（4,000億米ドル）に急増すると予想されており、インドは電子機器の輸入のために急速に増加する外国為替の支出に耐える余裕がない。

1.3 IDCによると、インドのノートパソコンの市場規模は2019-20年に約75ラク（750万）ユニットで、33,950カロール（48.5億米ドル）に相当する。同様に、タブレットの市場規模は約24ラク（240万）ユニットで、3,500カロール（5億米ドル）に相当する。サーバー市場は、9,100カロール（13億米ドル）相当の2万ルピー（20万）台あった。

1.4 IDCによると、2019-20年の世界のサーバー市場は120ラク（1200万）台で、6,44,000カロール（920億米ドル）に相当する。同じ期間に、インド市場は2019-20年に9,100カロール（13億米ドル）に相当する2ラック（20万）ユニットであった。

1.5 パソコン（PC）がガバナンス、教育へのアクセス、および生産性の向上に与えた影響は、様々な調査を通じて確立されている。コンテンツとデータの消費はスマートフォンやモバイルデバイスに急速に移行しているが、パーソナルコンピューティングデバイスは依然としてコンテンツ作成の主力である。インドのパソコン（PC）の

普及率は 1000 人あたり 15 人で、米国（1000 人あたり 784 人）や中国（1000 人あたり 41 人）と比較して大幅に低いため、大きな成長の機会がある。

1.6 何年にもわたって、国内の IT ハードウェアの製造能力と能力は徐々に低下し、多くのユニットが操業を停止したか、低生産能力で操業している。現在、インドのノートパソコンとタブレットの需要は、2019-20 年にそれぞれ 42.1 億米ドルと 4 億 1000 万米ドルの輸入によってほぼ満たされている（輸入の市場価値に関する ICEA-EY の見積もりによる）。未利用の設置済み製造能力は、国内の製造を迅速に拡大することに関しては、成果が低いである。

1.7 インドのデジタル経済は現在 2,000 億米ドルと評価されており、2025 年までに 1 兆米ドルに成長する予定である。さらに、インドは 12 億人以上のモバイル加入者と 6 億人以上のインターネットユーザーを擁する最も急速に成長しているデジタルエコシステムを持っている。業界の推定によると、デジタルエコノミーの主要なイネーブラーであるデータセンターでは、市場規模が 2018 年の 10 億米ドルから 2022 年までに 15 億米ドルに増加する。インターネットの普及、データ消費の増加、パブリッククラウドサービス、IoT デバイス、政府によるデータローカリゼーションの推進は、インドにデータセンターを設置する国内および国際的なプレーヤーの流入につながり、国内のサーバー需要をさらに押し上げるだろう。

1.8 他の利用可能なスキームの下で前述の電子機器製造部門に期待される限定的な救済を考えると、他の主要な製造経済と比較して製造障害を補償するメカニズムが必要である。また、世界貿易機関（WTO）の情報技術協定（ITA-1）への署名者として、インドは、とりわけ IT ハードウェアを含む 217 の関税ラインにゼロ関税制度を実施した。

1.9 **新たな機会を伴う公平な競争の場**：IT ハードウェア製造部門は、競合国に対して公平な競争の場の欠如に直面している。業界の推定によると（出典：ICEA および ELCINA）、電子機器製造部門は、適切なインフラストラクチャ、国内サプライチェーン、およびロジスティクスの不足、高い財政コスト;高品質の電力の不十分な可用性、限られた設計能力と業界による研究開発に焦点を当てる、スキル開発の不備のため、約 8.5%から 11%の障害に苦しむ。他の主要な製造業経済と比較して、製造業の障害を補償するメカニズムが必要である。

- 1.10 **電子機器に関する国家政策（NPE 2019）**：NPE 2019のビジョンは、チップセットを含むコアコンポーネントを開発し、作成するための能力を国内で奨励および推進することおよび業界がグローバルに競争できる環境により、インドを電子システム設計および製造（ESDM）のグローバルハブとして位置付けることである。
2. **目的**：ITハードウェアの生産リンクインセンティブスキーム（PLI）は、国内製造業を後押しし、バリューチェーンへの大規模な投資を誘致するための金銭的インセンティブを提案している。
3. **インセンティブの量**：スキームは、4年間、インドで製造され、対象セグメントの対象となる商品の純増分売上高（基準年）に対して4%から2%/1%のインセンティブを適格企業に拡大するものとする。
4. **ターゲットセグメント**：PLIの対象セグメントには、(i) ノートパソコン (ii) タブレット (iii) オールインワンPCおよび(iv) サーバーが含まれる。
5. **適格性**：スキームに基づく支援は、インドでの商品（対象セグメントの対象）の製造について、定められた適格基準に基づいて企業に提供されるものとする。
- 5.1 スキームに基づく支援のために申請者ごとに許可される申請の数は、1つに制限されるものとする。
- 5.2 適格性は、製造品の増分投資および純増分販売のしきい値に従うものとする（ターゲットセグメントでカバーされる）。申請者は、インセンティブの支払いの対象となるために、すべてのしきい値条件を満たす必要がある。適格性のしきい値基準については、**付録 A（Annexure A）**に詳しく説明されている。
- 5.3 スキームに基づく適格性は、他のスキームに基づく適格性に影響を与えないものとし、その逆も同様である。
6. **ローカリゼーションスケジュール**：対象セグメントの対象となる製造品で、その純売上高が適格性とインセンティブ額を決定するために考慮されているものは、ローカリゼーションに関する以下の基準を満たしている必要がある：

S. No	タイムライン	ローカライズされるサブアセンブリ	基準	適用するインセンティブ
1	2021年4月1日		適用されない	4%
2	2022年4月1日以降	1. PCB アセンブリ	申請会社自身が国内で組み立てる	3%
3	2023年4月1日以降	1. PCB アセンブリ 2. バッテリーパック	申請会社自身が国内で組み立てる 申請会社自身またはそのベンダーの1つを通じて国内で組み立てられる。(オールインワン PC およびサーバーには適用されない)	2%
4	2024年4月1日以降	1. PCB アセンブリ	申請会社自身が国内で組み立てる	2%
		2. バッテリーパック	申請会社自身またはそのベンダーの1つを通じて国内で組み立てられます。(オールインワン PC およびサーバーには適用されない)	
		3. 電源アダプター/ SMPS	申請会社自身またはそのベンダーの1つを通じて国内で組み立てられる。	
		4. キャビネット/シャーシ/エンクロージャ	申請会社自身またはそのベンダーの1つを通じて国内で組み立てられる。	
または				
	2024年4月1日以降	1. PCB アセンブリ	申請会社自身が国内で組み立てる	1%
		2. バッテリーパック	申請会社自身またはそのベンダーの1つを通じて国内で組み立てられます。(オールインワン PC およびサーバーには適用されない)	
		3. 電源アダプター/ SMPS	申請会社自身またはそのベンダーの1つを通じて国内で組み立てられます	

申請企業は、検討中の年度にインセンティブの支払いの対象となるために、上記の基準を満たしている必要がある。

7. スキームの保有期間:スキームに基づく支援は、4年間提供されるものとする。

7.1 スキームは、2021年3月31日まで申請可能であり、当初は延長される可能性がある。

7.2 スキームは、業界からの回答に基づいて、在職期間中いつでも申請のために再開することができる。

7.3 最初の申請期間後に受け取った申請については、申請者はスキームの残りの期間のインセンティブのみを受ける資格がある。

8. 基準年: 2019-20 会計年度は、製造品の純増分売上高を計算するための基準年として扱われます。

9. インセンティブ支出

9.1 総インセンティブ:スキームの下で予想される年間インセンティブ支出と累積インセンティブ支出は次のとおりである。

年度	総インセンティブ
	マクロール
1年目	720
2年目	1,305
3年目	1,820
4年目	3,480
合計	7,325

インセンティブは、スキームに基づいて 2021年4月1日から適用されるものとする。

9.2 企業ごとのインセンティブ:会社ごとのインセンティブは、付録 B (Annexure B) に示されている上限を条件として、基準年における製造品 (ターゲットセグメント

の対象)の純増分売上に適用される。各年の終わりに、パフォーマンスの低下に起因する不適切なインセンティブ額対象製品の正味増分売上の規定された年間上限まで、任意のカテゴリの申請者は、年間上限を超える純増分売상을達成した、そのカテゴリの残りの適格申請者に割り当てられる。

10. 計算の基礎

10.1 製造品の増分投資と純売上高の評価は、部門/省庁/機関および監査役に提供された詳細に基づくものとする。

10.2 機能ガイドラインは、関係省庁と協議して MeitY によって発行される。

11. ノードエージェンシー

11.1 スキームは、ノードエージェンシーを通じて実施されるものとする。

11.2 このようなノードエージェンシーは、プロジェクト管理エージェンシー (PMA) として機能し、秘書、管理、および実装のサポートを提供し、MeitY によって随時割り当てられるその他の責任を実行する責任がある。PMA の詳細な構成、機能、および責任については、スキームガイドラインで詳しく説明する。

11.3 PLI スキームの実施に関連する活動を実施するために、PMA はとりわけ以下の責任を負う。

11.3.1 スキームに基づく申請書の受領および承認の発行。

11.3.2 申請の評価およびスキームに基づく承認の適格性の検証。

11.3.3 スキームに基づくインセンティブの支払いに適格な請求の審査。

11.3.4 スキームに基づく企業の製造品の増分投資および純増分販売を含む、スキームの進捗およびパフォーマンスに関するデータの編集。

12. 権限を与えられた秘書グループ (EGoS)

12.1 内閣長官が議長を務める権限を与えられた長官グループ（EGoS）は、スキームを監視し、スキームに基づく支出の定期的なレビューを行い、支出が内閣によって承認された所定の支出の範囲内であることを確認するために適切な措置を講じる。

12.2 EGoS は、スキームに基づく投資、雇用創出、生産、および付加価値に関して、適格企業の定期的なレビューを実施する。

12.3 EGoS は、スキームの存続期間中に適切と見なされる場合、インセンティブ率、上限、ターゲットセグメント、および適格基準を改訂する場合がある。

13. 申請の承認と支払いのプロセス

13.1 スキームに基づく申請は、インドで登録されているどの会社でも行うことができる。

13.2 全ての面で完了した最初の申請書は、期日までにプロジェクト管理機関に提出する必要がある。

13.3 承認は、申請書の最初の精査後にプロジェクト管理機関によって発行される。承認は、PLI スキームに基づく承認とは解釈されないものとする。

13.4 適格な申請書は、プロジェクト管理機関によって継続的に評価され、承認が検討される。

13.5 スキームに基づいてプロジェクト管理機関によって適格であると認められた申請は、担当大臣の承認を得るために推奨される。

13.6 スキームに基づくインセンティブは、01-04-2021 から適用される。

13.7 プロジェクト管理機関によって検討および推奨されたインセンティブのリリースの請求は、支払いの対象となる。

13.8 インセンティブは、必要なしきい値を満たし、支払い請求が適切であることが判明した適格な申請者にリリースされるものとする。

13.9 承認と支払いの詳細な手順は、スキームガイドラインの一部として提供される。

14. スキームガイドライン

14.1 スキームの実施のすべての側面をカバーするスキームガイドラインは、NITI Aayog、DPIIT、および商務省と協議して最終決定され、担当大臣の承認を得て電子情報技術省（MeitY）によって発行される。

14.2 スキームガイドラインの修正は、担当大臣の承認を得て実施される。

Annexure A (付録 A)

適格性しきい値基準

カテゴリー	提案されたインセンティブ率	2021年3月31日以降の増分投資	基準年における製造品の純増分売上高
IT ハードウェア会社 (i) ノートパソコン (請求額が3万ルピー以上) (ii) タブレット (請求額1万5千ルピー以上) (iii) オールインワン PC (iv) サーバー	1年目: 4% 2年目 3% 3年目: 2% 4年目: 2% / 1%	4年間で 50 億ルピー (500 カロール) 累積最小値(₹カロール): 1年目: ₹50 カロール (5 億ルピー) 2年目: ₹150 カロール (15 億ルピー) 3年目: ₹300 カロール (30 億ルピー) 4年目: ₹500 カロール (50 億ルピー)	1年目: ₹1,000 カロール (100 億ルピー) 2年目 : ₹2,500 カロール (250 億ルピー) 3年目 : ₹5,000 カロール (500 億ルピー) 4年目 : ₹10,000 カロール (1000 億ルピー)

		4年間で2億ルピー (20カロール)	1年目: ₹ 50 カロール (5億ルピー)
国内企業		累積最小値(₹カロール):	2年目: ₹ 100 カロール (10億ルピー)
(i) ノートパソコン		1年目: ₹ 4 カロール (4000万)	3年目: ₹ 200 カロール (20億ルピー)
(ii) タブレット		2年目: ₹ 8 カロール (8000万)	4年目: ₹ 300 カロール (30億ルピー)
(iii) オールインワン PC		3年目: ₹14 カロール (1.4億ルピー)	
(iv) サーバー		4年目: ₹20 カロール (2億ルピー)	

*適格性については、請求額に関係なく、製造品の純増分売上（対象セグメントの対象）が考慮される。

**国内企業は、2017年のFDIポリシーサーキュラーで定義されているように、居住インド市民が所有する企業として定義される。企業の資本の50%以上が有利に所有されている場合、およびまたは居住インド企業、これらの企業は最終的には居住するインド国民によって所有および管理される場合、居住インド市民によって「所有」されていると見なされる。

Annexure B (付録B)

インセンティブが適用される企業ごとの製造品の純増分売上高の予想年間上限

年度	ITハードウェア 企業	国内チャンピ オン
	₹ カロール	
1年目 (2021-22年度)	3,000	300
2年目 (2022-23年度)	7,500	600
3年目 (2023-24年度)	15,000	1,600
4年目 (2024-25年度)	30,000	2,400
合計	55,500	4,900
